

失踪という「問題」の在り処について——「失踪者」の家族の視点から——

(第三回)

本記事では、日本国内の人間の失踪にまつわる「問題」の所在を概観している。前回の考察では、現時点で把握されうる失踪にまつわる「問題」として、「失踪者」の家族が抱える二重の困難を指摘した。その困難とは、「失踪者」という「不確実な存在」を家族に抱えることによる心理的負担、家族が失踪することによって生じる社会手続き上の負担の二点であった。第三回では、この「問題」を少しでも解消に向かわせるための方策を模索する。そして最後に、これまで見てきた失踪という一見特殊に見える事態が、我々の日常生活にも少なからず示唆を与えることを述べたい。

4. 「失踪者」の家族の困難を解消するために

本節では、前節で我々が目の当たりにした失踪にまつわる「問題」、つまり「失踪者」の家族が抱える困難に対してどのように対処すべきであるのかを考える。もちろん、前節でも述べたように、直ちに全ての困難が解消されることは不可能であるが、しかしその理念的な方向性について論ずることは少なからず意味があると思われる。

さて、「失踪者」の家族が抱える困難とは、「失踪者」という「不確実な存在」を家族に抱えることによる心理的負担と、家族が失踪することによって生じる社会手続き上の負担の二点であった。ただ同時に明らかになったことは、「失踪者」の家族たちは必ずしも両方の困難を抱えるとは限らない——たとえば「失踪者」の家族を抱えることが、必ずしも深刻な心理的負担になるとは限らない——という点である。そこで「失踪者」の抱える「問題」に対する方策を考えるには、まずは二つの困難についてそれぞれ個別に検討する必要がある。

まず、「失踪者」の家族の心理的負担を解消するために、どのような方策が考えられるだろうか。この点に関しては、眞鍋貞樹(2008)も指摘するように、「失踪者」のサポートを行う組織の充実化が第一に挙げられる。ここで述べるところの「サポート」とは、精神的なもの——たとえば専門的なカウンセリング——と、捜索活動の支援——MPSが行っているような——の両方を含むことが望ましい。しかし、ここで重要な問題が生じる。仮に「失踪者」との再会を希求する家族に対して精神的なケアを行う際に、その時点での現実を、つまり「もしかしたら『失踪者』がもう帰ってこないかもしれない」という現実を、家族が受け入れることができるようにケアをすべきなのだろうか。それとも、「失踪者」が帰ってくるという希望を家族が捨てないように、勇気付けるべきなのであろうか。このジレンマは、「失踪者」の家族と向き合う上で、避けて通ることができない問題である。

次に、「失踪者」の家族が抱える社会手続き上の負担を解消するために、どのような方策が考えられるだろうか。いま一度確認しておく、残された家族たちは「失踪者」の代わりに、もしくは「失踪者」のために、煩雑な社会的手続きや経済的負担を強いられるのであった。そのような事態に対する救済措置として「失踪宣告」の制度があるが、現行の制度が救済措置として不十分なものであることは前回の記事で述べた通りである。

現行の制度の問題は、「失踪者」が失踪してから失踪宣告の手続きが行えるようになるまでの7年の間に、「失踪者」の家族への社会的な保障が無いことであった。たとえば家族の生計を支えていた者が失踪した場合、その人間が死んだ場合とは異なり、残された家族に保険が降りることはない、彼／彼女らにはさらに重い経済的負担が押し掛かることになる。このように考えると、「失踪者」が失踪してから失踪宣告の手続きが可能となるまでの7年の間に、残された「失踪者」の家族に対して何らかの保障を行うシステムが必要であることが分かる²⁾。具体的には、「失踪者」の家族の就学を経済的に支援する制度であったり、特例として「失踪者」にまつわる社会的手続きを一時停止できる制度を挙げることができる。ただし、この場合問題となるのは、「どのような人間が『失踪者』であり、どのような人間が『失踪者』でないのか」、また「どのような『失踪者』の家族が、保障を必要とするような状況に置かれているのか」、等々の線引きの問題である。従来の失踪宣告とは異なる失踪の認定を行う以上、やはりその条件の設定には慎重さが要求されるはずである。

以上のように「失踪者」の家族が抱える困難に対する方策を検討してきたが、しかしこれらの方策は、あくまでも対処療法的なものに過ぎない。言うまでもなく、事態を根本的に解決するための方法は『失踪者』を発見するか、『失踪者』の発生を未然に防止するか³⁾のいずれかであろう。そのための手段として、真鍋は「失踪時に速やかに本人の居所を探索できる装置の開発と普及」(真鍋 2008: 187)を挙げている。しかしその場合、「人間の居場所が直ちに特定される社会が本当に『良い社会』であるのか」という新たな問題が生じる。また、本記事ではこれまで一貫して「失踪者」の家族の側に焦点を当ててきたが、全ての失踪を否定するつもりは毛頭無い。たとえば、筆者はインフォーマントを探す過程で、家族のDVから逃亡している「失踪者」本人にアクセスできたことがあった。MPSの古内さんと林崎さんは、そのような事例を指して、「探してはいけないケース」も多々あると述べている。そのような「探してはいけないケース」を判別しつつ、確実な搜索活動が行えるシステムを構築することができるだろうか。

重要であるのは、「全ての失踪を防ぐこと」ではなく、「ある人々が、本記事で述べてきたような理不尽で困難な状況に陥るのを防ぐこと」である。それこそが失踪にまつわる喫緊の「問題」であったことを、常に念頭に置いておく必要があるように思われる。

5. 結びに代えて

本記事では「失踪者」の家族に焦点を当てることで、人間の失踪にまつわる「問題」の所在を検討してきた。これまでの作業によって、失踪について何事かを考える際に基盤となるような新たな視点を得ることができたはずである。ただ、家族の失踪という事態を経験したことがない人にとっては、これまでの話はどこか現実味に欠ける、遠い世界で起きているものとして映ったかもしれない。たしかに、「家族が消え去り、連絡が取れずに所在も不明となる」という事態は、日常生活では耳慣れないものであろう³⁾。しかし、家族の失踪という事態は、直接的に我々の身に起こらなくとも、我々の日常生活に少なからず示唆を与えうるものである。最後にそれについて述べることで、今回の記事を閉じることにしたい。

これまでの調査研究の過程で明らかになったことは、残された家族にとって「失踪者」が「不確実な存在」であるということであった。つまり「失踪者」が「現在どうなっているのか」、「帰ってくるのか、帰ってこないのか」、そして「生きているのか、死んでいるのか」が残された家族にとっては分からないのである。そして、そのような「不確実な存在」を抱えることが、残された家族にとっての心理的負担となるのであった。このような「不確実な存在」を抱えることによる心理的負担は、我々も多かれ少なかれ経験しているものである。たとえば、子供が何の連絡も無く家に帰ってこないときや、友人と長期に渡り連絡が取れないときは、我々はしばしば不安に駆られる。この種の不安が非常に長期に渡り継続する状況が、「失踪者」を家族に抱える状況であるといえるだろう。

以上の「不確実な存在」を抱えることによる心理的負担を、我々が周囲に与えないため⁴⁾にできることは一つである。それは、我々自身が「不確実な存在」になることを可能な限り避けることである。家族の失踪という事態は、このことの重要性を改めて教えてくれる。そして、それはそのまま失踪を抑止するための有力な根拠の一つにもなるだろう。つまり、前述した「探してはいけないケース」や「自己の意思によらない失踪」等のやむをえない場合を除いて、家族にとって「私」が「不確実な存在」となってしまう失踪という事態は可能な限り避けるべきであるという結論に達するのである。

ところで、「失踪者」が「不確実な存在」であるのは、残された家族にとってだけではなく、「失踪者」が以前所属していた社会にとっても当てはまる。もし仮に「失踪者」がどこかで死を迎えることがあっても、その事実は社会的には認知されることはないし、逆に「失踪者」が社会の中で既に死んだことになっていても、実際にはどこかで生きていることも多分にありえる。このように失踪において観察される生死の「ねじれ」は、我々にもう一つの重要な示唆を与える。つまり、ある人間本人にとっての死と、社会にとっての彼／彼女の死が必ずしもイコールではないという重要な事実を、再確認させてくれるのである。

さて、この生死の「ねじれ」は、実はより身近な社会問題として我々の前に立ち現れている。それは、(主に高齢者の)「孤独死」の問題である。本記事がこれまで扱ってきた失踪と孤独死では、そこに至るまでのプロセスは異なるものであっても、結果としては同じ事態が生じている。つまり、人がそれまで所属していた家族や社会の目の届かないところで生を営み、そして死を迎えるために、その生死が社会からなかなか認知されないのである。孤独死の場合は、そのような事態に対して周囲は無関心である、というよりも周囲が無関心であるがゆえに孤独死が生じてしまうのであるが、その一方で、そのような事態を避けるために「失踪者」との再会を希求し、「失踪者」の捜索を続ける人々が確かに存在していることも、これまで確認してきた通りである。このような現状を踏まえると、我々は「人が社会の中で、家族と共に生きること、死ぬこと」の持つ重要な意味——心情的なものだけでなく、社会手続き上のそれも含めた——を改めて考えてみる必要があるのではないか。失踪にまつわる「問題」を捉えることは、それについて考える確かな契機となるはずである。

【注】

- 1) 前回の記事の第3節で見た P. Boss (1999=2005) では、「曖昧な喪失」に対するケアのあり方が述べられているが、そこでは概ね前者の方向性に基づいたケア、つまり残された家族が現実を受け入れられるようにすることが重視されている。
- 2) ただし、そのような新しいシステムが社会にとって「どの程度」必要であるのかは、本研究で述べてきたような状況に置かれている「失踪者」の家族が日本にどれぐらい存在しているかによるだろう。よって、まず最初に行われるべきであるのは、「失踪者」をめぐる実態のより正確な統計的把握、特に「失踪者」の家族に関する統計的な調査であるように思われる。
- 3) この点に関しては、「失踪者」を抱える当事者にとって、家族の失踪がしばしば「他人に知られたくない」ものとして捉えられていることが影響している。つまり、統計的には相当数の「失踪者」の存在が把握されても、当事者がそれについて隠す傾向があるために、我々がそれについて知る機会も少ないということである。

【文献】

Boss, Paulin, 1999, *Ambiguous Loss: Learning to Live with Unresolved Grief*,

Cambridge: Harvard University Press. (=2005, 南山浩二訳『「さよなら」のない別れ 別れのない「さよなら」——あいまいな喪失』学文社.)

眞鍋貞樹, 2008, 「失踪問題の解決への政治的・法律的課題」『法政論叢』42: 178-188.

謝辞

本記事は、インタビューにご協力いただいた皆様と、日本行方不明者捜索・地域安全支援協会様のお力添えが無ければ決して書くことができませんでした。この場を借りてお礼を申し上げます。